

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 13 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和6年9月13日（金）午後2時00分 開会			
		場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）						
1番	高坂 千悦	9番	斎藤 重春	17番	畠山 繁司	
2番	渡邊 久雄	10番	石山 元一	18番	藤盛 久登	
3番	岩澤 トシ子	11番	小畑 美恵子			
4番	富樫 俊昌	12番	嶋田 久美子			
5番	伊藤 昇	13番	藤原 信雄			
6番	菅原 一成	14番	渡邊 久留美			
7番	小林 大樹	15番	浅利 瑞穂			
3. 欠席委員の氏名（ 3名）						
8番	安部 幸美	16番	阿部 重信	19番	小畑 純市	
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	渡辺 孝義			
		次 長	杉沢 英紀			
		係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員		10番	石山 元一	13番	藤原 信雄	
7. 書記		工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 17 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第 18 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 40 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 41 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について（賃借権設定）
議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 43 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 44 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 45 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

局長

開会に先立ちまして、本日の欠席者をご報告します。

8 番 安部 会長、16 番 阿部 委員、19 番 小畑 委員が欠席となっております。委員総数 19 名中 16 名の出席でありますので、定足数に達しております。

定刻前ではありますが、全員お揃いになりましたので、ただ今から大館市農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長欠席のため会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

斎藤会長職務代理

— 挨拶 —

局長

職務代理ありがとうございました。

続きまして、議事に移りますが、大館市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが、欠席のため会長職務代理に議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 10 番 石山 委員、議席番号 13 番 藤原 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第 18 号まで一括して事務局から説明願います。

次長

業務報告に入ります。1 ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席状況であります。8 月 8 日(木) 県北地区農

業委員会会長会臨時総会（能代市）会長・事務局長出席、8月23日（金）都市農業委員会会長会 県への要望活動及び秋田県農業会議 第101回常設審議委員会（秋田市）会長出席、8月29日（木）農地パトロール推進会議（比内総合支所）農業委員及び推進委員29名出席、作柄調査（市内一円）農業委員及び推進委員26名出席、9月4日（水）令和6年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議（能代市二ツ井庁舎）会長・職務代理及び事務局次長出席しております。以上となります。

2ページをお開きください。

報告第17号 農用地利用集積等促進計画の認可について

次のとおり、大館市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

3ページをお開きください。

令和6年6月総会において、議案第30号の意見聴取で異議なしとして可決した案件の報告となります。以上となります。

6ページをお開きください。

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

次のとおり、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

7ページをお開きください。

解約理由については、借人に売るため1件であります。田の10筆、面積は16,742㎡であります。

内訳については、8ページのNo.172となっております。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

～異議なしの声多数有り～

議長

初めに、議案第 40 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

9 ページをお開き願います。

議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、
これの処分について意見を求める。

10 ページをお開き願います。

内訳は、譲受の事由については、受贈の 1 件で、田の 4 筆 7,268 m²、畑の
2 筆 903 m²、計 6 筆 8,171 m²となります。

内訳は、11 ページのNo.29 となっております。

また、別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。本日配布の農地法第 3
条の調査書となります。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項
には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 40 号 No.29 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 40 号 No.29 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 41 号 について議題をとします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

12 ページをお開き願います。

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（賃借権設定）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見を求める。

13 ページをお開き願います。

転用の事由は、一般住宅敷地への転用の 1 件、来訪者・職員駐車場への転用の 1 件の 2 件です。畑の 2 筆、合計面積 788 m²であります。

内訳は 14 ページとなります。No.1～2 となっており、このあと現地確認の報告があります。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1～2 の現地調査の結果を議席番号 4 番の 富樫 委員よりご報告願います。

4 番(富樫 俊昌 委員)

4 番の 富樫 俊昌 です。

議案第 41 号No.1、2 について、去る 9 月 3 日に伊藤 昇 委員と事務局 1

名の3名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

No1については、申請者は一心院南に住んでおり、東台二丁目をメインに事業所経営をしています。高齡となったことから事業所近くに移り住むことを決め、土地を探していたところ譲渡人から農地を借り受けて一般住宅を建設しようとするものです。

No2については、申請者は居宅介護支援事業や居宅サービス事業を営んでいます。来客や職員の駐車場が不足しており、現在の敷地では足りないことから、農地を借り受けて駐車場敷地を拡張するものです。

15 ページをご覧ください。こちらが位置図になります。

この場所は、大館鳳鳴高校から南に約350mに位置し、保全管理されており一部でネギを作付けしておりました。

16 ページの配置図にありますように、No1、No2とも転用に当たっては、約40cm盛土を行い、東側は、道路の高さに合わせ、北側、南側と境界にはL型擁壁を設置し、西側は既存の擁壁で土砂流出を防ぎます。

No1は、雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから問題が無いものとみてまいりました。

No2は、雨水排水は自然流下とし、駐車場敷地であるため汚水や生活排水は無いことから特に問題は無く、この転用は、事業所敷地の拡張であり、既存の敷地面積の1,730.05㎡の1/2を超えないため、問題は無いものとみてまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、富樫 委員から、現地調査の結果報告があった議案第41号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

5番(伊藤 委員)

転用の場合、平面図に擁壁という言葉が出てきます。前のもらった書類に擁壁の「擁」の漢字が、用件の用いるの「用」を使っていることがあった。違いがあるものか。

事務局 (杉沢次長)

違いについてはよくわかりませんが、一般的には資料記載の「擁壁」で問

題ないものと考えております。

5 番(伊藤 委員)

どのように使い分けしているか。調べたところ、どちらを使っても問題ないようだ。

事務局（杉沢次長）

設計業者で使い分けしているかもしれませんが、今後は「擁壁」で統一して使用していきます。

2 番(渡邊 委員)

調査士等から書類があがったときに確認して、使い分けについて今後教えて欲しい。

事務局（杉沢次長）

申請時に確認して報告します。

議長

ほかに何かございませんか。ないようですので、議案第 41 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 42 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

17 ページをお開き願います。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（所有権移転）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見を求める。

18 ページをお開き願います。

転用の事由は、宅地分譲の転用の 1 件です。田の 2 筆、合計面積 2,042 m² であります。

内訳は 19 ページとなります。No.12 となっており、このあと現地確認の報告があります。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.12 の現地調査の結果を議席番号 5 番の 伊藤 委員よりご報告願います。

5 番(伊藤 委員)

5 番の 伊藤 昇 です。

議案第 42 号No.12 について、去る 9 月 3 日に富樫 俊昌 委員と事務局 1 名の 3 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者が譲渡人の農地を譲受し、隣接の敷地と一体利用して宅地分譲地とし宅地造成するものです。

申請地は 20 ページの位置図になります。

この場所は、大館市立東中学校から南に約 390m にあたり都市区域内の第 1 種住居地域の第 3 種農地で、保全管理されておりました。

21 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、20 c m の盛土をして、北側、南側は市道の高さに合わせ、東側、西側は L 型擁壁を設置し、中央部の水路には、新たに側溝を敷設して土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は自然流下と道路側溝に放流し、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は、大館土地改良区の管理地域であり申請、承諾を得ています。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、伊藤 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 42 号につい

て、何かご意見、ご質問等ございませんか。

2 番(渡邊 委員)

前の議案で擁壁の件で質問がありましたが、どちらも擁壁が使用されています。違いなど現場ではどのような感じであったか。

事務局（工藤係長）

L 型擁壁の使用などについては、同じものを使用しているのです、特に違いはありません。

議長

ほかに何かございませんか。ないようですので、議案第 42 号№.12 について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 43 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

22 ページをお開き願います。

議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

23 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 6 号）であります。

契約期間 3 年が 1 件、10 年が 2 件、合計件数 3 件で、田の合計面積 9,130 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、24 ページの内訳をご覧ください。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第 43 号 新-410～新-412 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

2 番(渡邊 委員)

見慣れない海外の住所がある。利用集積には問題はないと思うが少し詳しく説明をしてほしい。

事務局（工藤係長）

海外在住の方からの申請であり、住所を確認できる書類をもらっての利用権設定となります。

事務局（杉沢次長）

在留証明書を頂いて住所を確認しております。本人はもともと大館出身で家族も大館におり、所有者名義の方は海外在住でしばらく帰ってくる予定はないとのことです。今回、登記簿も海外の住所に変更するとのことであります。今回帰国して直接申請に見えられたものです。

2 番(渡邊 委員)

帰国して得手続したとのことですね。海外にいてスムーズに手続きが進んだものかと思い確認した。

5 番(伊藤 委員)

国籍は日本ですよ。

17 番(畠山 委員)

移住しただけでは国籍は変わらない。

事務局（杉沢次長）

国籍は変わりません。

5 番(伊藤 委員)

国籍が日本でなければ対象にならなくなるのでは。

17 番(畠山 委員)

対象になる。今は外国人でも日本に土地を持っている。

事務局（工藤係長）

申請時に国籍を確認することはあるが、ダメということないので大丈夫です。

3 番(岩澤 委員)

名前をからみると結婚しないで海外に行ったものか。

事務局（工藤係長）

婚姻状況まで確認してはしていないのでわかりません。

議長

ほかに何かございませんか。

ないようですので、議案第 43 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 43 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 44 号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

25 ページをお開き願います。

議案第 44 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

26 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 6 号）所有権移転については、件数は 1 件、田の合計面積 16,742 m²であります。

内訳は 27 ページに記載されております。

以上ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明のあった、議案第 44 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 44 号 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決定することとします。

議長

次に、議案第 45 号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

28 ページをお開き願います。

議案第 45 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

29 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画（第 5 号）について、であります。契約期間、10 年が 4 件、すべて田で面積は 11,660 m²となります。内訳については 30 ページに記載されております。以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった、議案第 45 号 新-1～新-4 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 45 号 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

次長

31 ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席予定ですが、9 月 25 日（水）秋田県農業会議第 102 回常設審議委員会が秋田市で行われます。

以上となります。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ありませんか。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

局長

職務代理、ありがとうございました。突然の司会交代で大変だったと思います。お疲れさまでした。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 2 時 35 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 9 月 13 日

議長 _____

議事録署名委員 10 番 _____

議事録署名委員 13 番 _____